

市町村からいただいた主な御意見への対応

参考資料

県内市町村への意見照会（メール施行）

- 開催日：令和6年11月1日（金） ※12月2日（月）まで意見照会
- 対象：県内59市町村

＜福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正(案)の概要に関する主な御意見＞

No.	市町村	いただいた御意見	左記の理由	対応（水・大気環境課）
1	福島市	・「埋立て等の実施中及び埋立て等完了後に当該区域の土壌調査を義務」の頻度等方法を明示してほしい。		・具体的な調査頻度等については、今後規則で定めていくこととします。
2	郡山市	・土砂等の搬入の届出を提出する時点で、安全基準に適合している分析表等の添付がされているため、届出提出者による埋立て等の実施中及び埋立て等の完了後の土壌調査の義務を除外すべきである。	・基準に適合した土砂等の埋立て等を行っているため、土壌調査においても土壌汚染が発生するおそれは限りなく低いことから、事業者負担を減らすため。	・開始時の届出に添付された分析表と同一の性状の土砂等が搬入されたことを確実に確認するために、実施中及び完了後に分析表の提出を求める事が必要と考えております。
3	郡山市	・安全基準に適合しない土砂等の撤去等に係る措置命令について、埋立て等が行われた部分のみに命令できるようにすべきである。	・自然由来の汚染がある土地に埋立て等がされた場合、自然由来の汚染土壌まで撤去する必要性を感じないため。	・措置命令については土砂等が埋立て等が行われた部分のみを考えております。自然由来汚染がある埋立て場所の土砂等と安全基準に適合した搬入土砂等が混合し安全基準に適合しない性状となることが想定されますが、この場合も、その由来に関わらず措置命令の対象になるものと考えております。 ・なお、自然由来の汚染の取扱いについては、土壌汚染対策法においても、「健康被害防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染土壌をそれ以外の汚染土壌と区別する理由がない」としていることから、自然由来の汚染であっても本条例の対象にしたいと考えています。